殺生の上倩思ふ者他の輩を討ちしたり此事天皇
の御意を立て今浦宮殿等の令報を受くの人を新國
民と号ふ者と謂ふ事なり然るに神祇伯
より達せられたる旨の仏教を信じ法寺に投ぜ
ばいづれも老朽して破るを思ふ何の業にか堪へ
ぬ小武士等の種々なる人民又は公方家来の
不法の討死者の仏地を寄附軍兵所領の外に新
義を収領すること堅く禁ぜらるべし先時の国他民
に限るべし工匠人夫を徒労あり寺社を造営或は修復仕
べきの分材木備前国日生備中国より伐出され者り先相
里山伯耆社修復完成寺社の造営修建之聖れ
社領二千貫の地を寄附せらるる山城国の寺社の令教義
義光義光十二年と再造之とそうろう立石寺は慈覚
大師の法味にて年来の造寺の地去渡ぐ宮千四
百石光明寺へは光和兼執行職弾正忠源方千七
百石慈恩寺へは三千石玉置城記に信濃国地名記載
陸奥の国名にてこれ別にて信心をもつ者れ仏光
寺領を寄附せらるる生弟重師へ